

地震災害時における被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定書

奈良県（以下「甲」という。）と一般社団法人奈良県建築士会（以下「乙」という。）は、地震災害時における被災建築物応急危険度判定士の招集について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震災害時における被災建築物応急危険度判定士の招集に関し、甲が乙に協力を求めるに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「判定士」とは、奈良県被災建築物応急危険度判定制度要綱（平成8年12月12日施行）第2第3号に規定する被災建築物応急危険度判定士のうち、奈良県地震被災建築物応急危険度判定士登録要綱（平成8年12月12日施行）に基づき甲に登録された者であって、県及び市町村の職員を除く民間の判定士をいう。

（判定士の名簿等）

第3条 甲は、判定士の承諾を得た上で判定士の名簿を作成し、乙に交付するものとする。
2 甲は、名簿に記載された事項の変更があった場合には、判定士の承諾を得た上で遅滞なくその内容を乙に通知するものとする。
3 乙は、第1項による交付及び前項による通知があったときは、第5条の連絡・調整が円滑に行われるために、判定士の連絡網を整備するよう努めることとする。

（招集要請）

第4条 甲は、地震災害時において判定士を招集する際、乙に協力を要請するものとする。
2 前項の規定による要請は、口頭又は文書で行うこととし、口頭で行った場合は、後日、文書を送付するものとする。

（協力事項）

第5条 乙は、前条第1項の規定による要請があったときは、招集に応じて活動ができる判定士（以下「活動可能判定士」という。）の人数の把握を行い、甲に報告するほか、甲と活動可能判定士との連絡・調整を行うものとする。

（訓練）

第6条 甲が、訓練のために判定士に連絡を行う必要があるときは、乙はこれに協力するものと

する。

（庶務）

第7条 この協定に基づく判定士の招集に関する庶務は、甲にあつては県土マネジメント部まちづくり推進局建築安全推進課、乙にあつては一般社団法人奈良県建築士会事務局において処理する。

（協議）

第8条 この協定に定めるもののほか、この協定について必要な事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（適用）

第9条 この協定は、締結の日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年 7月 9日

甲 奈良県奈良市登大路町30

奈良県知事 荒井 正 吾



乙 奈良県奈良市大宮町2丁目5番7号 奈良県建築士会館

一般社団法人奈良県建築士会
会長 米村 博 昭

